

京情個審答申第17号
令和5年2月28日

京都府公安委員会
委員長 森田 雅之 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会長 山本克己

公文書非公開決定（公開請求拒否）に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和3年6月11日付け公委第553号で諮問のあった事案について、次のとおり答
申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和2年10月24日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府警察本部長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「平成〇年〇月〇日、〇市〇ホテル〇の関係者が京都府警察〇警察署員に提出した〇製カメラが所有者に返還されるまでの、受領から返還までに作成された一切の文書」（以下「請求対象文書」という。）を内容とする公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- 2 令和2年11月5日、処分庁は、本件請求に対し、請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条第1号及び第7号に規定する非公開情報を公開することになるという理由から、条例第9条の規定により本件請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）を送付した。
- 3 令和2年12月21日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和3年6月11日、諮問庁は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 処分庁は、公文書の公開を拒否する理由として条例第9条該当としたが、請求対象文書は何ら他人に知られたくないと望む個人に関する情報に該当しないところ、すでに他の請求に於いて処分庁は本請求に係る公文書の存

否を答えているから存否を答えることに全く問題はない。

- 2 京都府警察が過失又は故意で犯罪でない事案を犯罪として取り扱った本件請求に係る事案はすでに京都地方検察庁の検察官が犯罪事実は無いと判断し不起訴処分を行っており公訴時効となっているから捜査に支障を及ぼす虞がないものであることは明白であり、条例第7条に従い開示しなければならないものである。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明によると、処分庁が本件審査請求において主張している内容は、概ね次のとおりである。

- 1 請求対象文書は、「平成〇年〇月〇日」という特定の日、「ホテル〇の関係者」という特定の者が、「〇警察署」という特定の警察署に対して、「〇製カメラ」という特定の物件を提出した行為及びこれらに係る警察による諸手続があったことを前提とするものである。

条例は、「個人のプライバシーの保護に最大限の配慮」を求めており、条例第6条において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

また、請求人が求める「特定人が提出した特定の物件の処理」に関する公文書が存在するのであれば、「特定個人が警察に対して行った特定の行動を明らかにする文書」となることから、それ自体が個人に関する情報であり、保護されるべき情報である。

- 2 審査請求人は、請求対象文書について「捜査に支障を及ぼす恐れがないものであることは明白である」と主張し、請求対象文書が事件捜査に係る文書であることを明示している。当該主張のとおり、請求対象文書が警察が行った事件事故の捜査に係るものであるならば、個別の事件事故に関する情報は、事件事故の発生の有無そのものを含めて個人及び捜査に関する情報であることから、条例第6条第1号及び第7号に該当し、非公開となるべきものである。

第6 審議会の判断理由

- 1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、処分庁が請求対象文書の存否を答えるだけで、条例第6条第1号及び第7号に規定する非公開情報を公開することになるという理由か

ら非公開とした本件処分は妥当でない旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

(1) 非公開情報該当性について

条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

また、条例第6条第7号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

諮問庁の説明によると、審査請求人が求める公文書は、特定の日、特定の者が、特定の警察署に対し、特定の行為を行ったこと及びこれらに係る警察による諸手続があったことを前提とするものであり、このことに関する公文書が存在するのであれば、「特定個人が警察に対して行った特定の行動を明らかにする文書」となることからそれ自体が個人に関する情報であり、保護されるべき情報であるとのことであった。

また、請求対象文書が、警察が行った事件事故の捜査に係るものであるならば、個別の事件事故に関する情報は、事件事故の発生の有無そのものを含めて個人及び捜査に関する情報であることから、条例第6条第1号及び第7号に該当し、非公開となるべきものであるとのことであった。

これらのことについて、諮問庁の説明に不合理な点はないと認められるとともに、これを覆すような特段の事情も認められないことからすると、仮に審査請求人が主張するような情報が記載された文書が存在するとした場合、これらは個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるとともに、個別の事件事故に関する情報であるのであれば捜査に支障を及ぼすおそれのある情報であるとも認められる。

以上のことから、請求対象文書の情報は、条例第6条第1号に、場合によっては同条第7号に該当すると認められる。

(2) 条例第9条該当性について

条例第9条は、公開請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めたものである。

一般的に、情報公開請求に対しては、当該請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、同条は、例外的に公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について規定したものである。

これを本件について当てはめてみると、本件請求は、特定の日、特定の者が、特定の警察署に対し、特定の行為を行ったこと及びこれらに係る警察による諸手続があったことを前提とする文書の、場合によっては事件捜査に係る文書に該当するものの公開を求めているものであるが、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第6条第1号の、場合によっては同条

第7号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条の規定により本件請求を拒否したことは妥当である。

なお、情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であって、請求者が誰であるかは考慮されないものであり、仮に、当事者が請求したとしても、第三者が請求したときと同様に公開又は非公開の判断を行うものである。

2 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 6月11日	諮問書の受理
令和3年 7月29日	第1回審議会
令和3年10月11日	第2回審議会
令和5年 2月 8日	第3回審議会
令和5年 2月28日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長）	山 本 克 己
委員	野 崎 治 子（第2回審議会まで）
委員	奥 野 美奈子（第3回審議会から）
委員	原 田 大 樹
委員	宮 本 恵 伸
委員	山 舗 恵 子